

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている 中小企業者・小規模事業者向け支援について

LINE
公式アカウント



 保証協会
ホームページ



一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

当協会における支援

- ・ 多様な資金ニーズに対応した保証制度……………P2
 - ・ おもてなし産業応援保証
 - ・ 新型コロナウイルス関連事業継続支援資金(伴走支援型特別保証)
 - ・ 新型コロナ対策継続型サポート保証
 - ・ 新型コロナ対策特別借換保証
- ・ 経営支援メニュー ……………P3

国・県による支援 (補助金等)

- ・ 主な補助金・助成金・支援金(国) ……………P4
 - ・ 中小企業等事業再構築促進事業(国) ……………P5
 - ・ 事業復活支援金(国) ……………P6
 - ・ 持続化補助金(国) ……………P7
 - ・ 雇用調整助成金・産業雇用安定助成金(国) ……………P8
- ・ 主な協力金・助成金・給付金(県) ……………P9
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金(県)
 - ・ 発電用施設周辺地域立地企業BCP対策事業(県)
 - ・ かごしまの未来を創る現場人応援事業(県)

他の支援機関による支援

- ・ 専門家による経営アドバイス ……………P10
 - ・ 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点事業)
 - ・ 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(専門家派遣)

当協会における新型コロナウイルス感染症で影響を受けている中小企業者向け支援

多様な資金ニーズに対応した保証制度

おもてなし産業を応援します

保証料率
0.2%
引下げ

➤おもてなし産業応援保証

鹿児島県の基幹産業である観光関連産業(おもてなし産業(※))は、新型コロナウイルス感染症により、引き続き厳しい経営環境にあることから、県内においておもてなし産業を営む中小企業者を応援する保証制度です。

※おもてなし産業とは、①宿泊施設(ホテル、旅館、民宿等)②飲食業
③小売業④運送業(タクシー、観光貸切バス、レンタカー等)等をいいます。

- ◆利用対象者 鹿児島県内において、新型コロナ禍からの業績回復を目的とした施設整備や新たな取組み等を行うおもてなし産業を営む中小企業者等であって、その取組みについて金融機関が推薦する事業者
- ◆保証限度額 5,000万円
- ◆資金使途 運転・設備資金
- ◆保証期間 運転資金 7年以内(据置1年以内)
設備資金(運転設備) 15年以内(据置期間2年以内)
- ◆信用保証料率 0.25%~0.17%
- ◆貸付利率 金融機関所定利率
- ◆必要書類 協会所定の申込書類一式に加え、「おもてなし産業応援保証推薦書」の添付が必要
- ◆取扱期間 令和4年4月1日~令和6年3月31日

経営行動計画を策定し、金融機関の
伴走支援を受ける制度

保証限度額
6,000万
円に引上げ

➤新型コロナウイルス関連事業継続支援資金

(県制度 SN4号・SN5号) 信用保証料率 0.10%
(県制度 一般保証型) 信用保証料率 0.10%~0.51%

➤伴走支援型特別保証制度

(協会制度 SN4号・SN5号) 信用保証料率 0.20%
(協会制度 一般保証型) 信用保証料率 0.20%~1.15%

継続的な短期借入で資金繰りを支援

➤新型コロナ対策継続型サポート保証(金融機関連携型・税理士等連携型)

金融機関及び税理士等との緊密な連携のもと、事業継続に必要な運転資金について一括返済方式を一定期間継続することにより、資金繰りを支援する保証制度です。

- ◆保証限度額 5,000万円
- ◆保証期間 1年以内
- ◆信用保証料率 (金融機関連携型) 0.45%~1.90%
(税理士等連携型) 0.35%~1.80%
- ◆取扱期間 令和3年4月1日~令和6年3月31日

最大10年間返済不要

保証制度の一本化で資金繰りを支援

➤新型コロナ対策特別借換保証

コロナ関連保証以外の制度を一本化することにより、資金繰りを支援する保証制度です。

- ◆保証限度額 2億8,000万円
- ◆保証期間 15年以内(据置3年以内)
- ◆信用保証料率 0.45%~1.90%
- ◆取扱期間 令和3年4月1日~令和6年3月31日

最長15年(据置3年)

当協会における新型コロナウイルス感染症で影響を受けている中小企業者向け支援

経営支援メニュー

経営改善・事業再生への取組支援

➤経営改善・事業再生支援

当協会が、企業訪問・面談等により、金融機関との十分な連携・協力のもと、サポートミーティング等の実施や国の補助事業等を活用した外部専門家の派遣等を行い、生産性向上による経営改善や事業再生への取組みを支援します。

経営診断・アドバイス

サポートミーティング

経営改善計画策定支援

外部専門家派遣

国・中小企業支援機関の支援事業活用

経営相談窓口の開設

➤新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰り等に影響が生じている方を対象とした経営相談窓口を設置し、経営相談に対応しております。

【お問合せ先】

鹿児島県信用保証協会

保証部 電話番号 099-223-0271

(担当:有村・修行)

経営支援部 電話番号 099-223-0274

(担当:宮路・内村)

➤休日・夜間相談窓口

平日や昼間に時間を取れない方で経営相談、資金繰り相談等をご希望される方に向けて、随時、休日・夜間相談を実施しております。

※相談会は事前予約(エントリー)制にて行います。

相談会をご希望される方は、当協会ホームページより「予約申込書」をダウンロードし、必要事項を記載のうえで、相談希望日の1週間前までにFAXまたは郵送でご送付ください。なお、当協会に「予約申込書」を受付後、確認の電話連絡を致しますので、ご了承ください。

【お問合せ先】

鹿児島県信用保証協会

〒892-0846 鹿児島市加治屋町14番3号

保証部 電話番号 099-223-0271

FAX 099-222-1093

経営支援部 電話番号 099-223-0274

FAX 099-210-7397

(補助金等)新型コロナウイルス感染症で影響を受けている中小企業者向け支援

主な補助金・助成金・支援金(国)

新分野展開や業態転換, 事業・業種転換等の取組, 事業再編
をお考えの方

中小企業等事業再構築促進事業

新分野展開や業態転換, 事業・業種転換等, 思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業者を支援するための事業。申請後, 審査委員が審査のうえ, 予算の範囲内で採択。

お問合せ先: 事業再構築補助金事務局コールセンター
ナビダイヤル: 0570-012-088
受付時間: 9:00~18:00(日・祝除く)

P5

販路開拓等のための取組を支援

持続化補助金

①小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援(通常枠)する事業, ②小規模事業者等が経営計画を作成して取組むポストコロナを踏まえた「感染拡大防止のための対人接触機会の減少」と「事業継続」を両立させる新たなビジネスサービス, 生産プロセスの導入等について支援する事業(低感染リスク型ビジネス枠)

【通常枠】

お問合せ先

全国商工会連合会

http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

日本商工会議所

電話番号: 03-6747-4602

受付時間: 9:30~12:00 13:00~17:30(土日祝日除く)

【低感染リスク型ビジネス枠】

お問合せ先: 小規模事業者持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)
コールセンター

電話番号: 03-6731-9325 受付時間: 9:30~17:30(土日祝日除く)

P7

事業の継続・回復を支援

事業復活支援金

新型コロナウイルス感染症により, 大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者, フリーランスを含む個人事業者に対して, 事業規模に応じた給付金を支給。

お問合せ先: 事業復活支援金事務局 ホームページ
URL: <https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/>

事業復活支援金事務局 相談窓口

(申請者専用) 0120-789-140

IP電話等からのお問合せ先 03-6834-7593

受付時間: 8:30~19:00(土日祝日含む全日対応)

P6

従業員に休業手当を払ったとき
従業員を出向させたとき

雇用調整助成金・産業雇用安定助成金

- 一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合, 休業手当の一部を事業主に助成。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が, 出向により労働者の雇用を維持する場合, 出向元と出向先の双方の事業主に対して助成を行います。

お問合せ先: 鹿児島労働局職業安定部職業対策課

電話番号: 099-219-8713

URL

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00000882805_00008.html

P8

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

(令和2年度3次補正予算 中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

必須申請要件

- (a) 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、(b) 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること。
※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。
(a') 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。
(b') 2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して7.5%以上減少していること。
- 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

中小企業

通常枠 補助額 100万円～従業員数に応じて8,000万円
補助率 2/3 (6,000万円超は1/2)

卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠。
※中小企業の範囲は、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠 補助額 100万円～従業員数に応じて8,000万円
補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)

グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

**グローバルV字回復枠：100社限定。大きな成長を目指す中堅企業向けの特別枠。

緊急事態宣言特別枠

必須要件1.～3.を満たし、かつ緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～9月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること(※)。

(※) 売上高の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額 従業員数5人以下：100万円～500万円
従業員数6～20人：100万円～1,000万円
従業員数21人以上：100万円～1,500万円

補助率 中小企業3/4
中堅企業2/3

最低賃金枠

必須要件1.～3.を満たし、かつ2020年10月から2021年6月までの間で、3月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること及び2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること(※)。

(※) 売上高の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可。

補助額 従業員数5人以下：100万円～500万円
従業員数6～20人：100万円～1,000万円
従業員数21人以上：100万円～1,500万円

補助率 中小企業3/4
中堅企業2/3

大規模賃金引上枠

必須要件1.～3.を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること及び補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均1.5%以上(初年度は1.0%以上)増員させること。

補助額 従業員数101人以上：8,000万円～1億円

補助率 中小企業2/3
(6,000万円超は1/2)
中堅企業1/2
(4,000万円超は1/3)

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

→飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

小売業

衣服販売業

→衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

製造業

航空機部品製造

→ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

補助対象経費の例

建物費(建物の建築・改修等)、機械装置・システム構築費、技術導入費(知的財産権導入に要する経費)、外注費(加工、設計等)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)、研修費(教育訓練費等)等

【注】補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、汎用品の購入費は補助対象外です。

● 1月20日、第5回公募を開始しました(申請受付は2月中旬開始予定)。締切りは3月24日です。

● 申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。公募要領に記載されている審査項目や注意事項を確認の上、事業計画を策定してください。

※ 詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。

<https://jigyuu-saikouchiku.go.jp/>

お問い合わせ 事業再構築補助金事務局コールセンター【9:00～18:00(日祝日を除く)】
<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080

※gBizIDプライムの発行には、数週間程度時間を要します。本補助金の申請をお考えの方は余裕をもったID取得の申請をお勧めします。なお、申請締切までに取得が間に合わない方は「暫定ID」での申請も可能です(詳細は事務局HPもしくは公募要領をご覧ください)。

→ <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※認定経営革新等支援機関をお探しの際は、検索システムをご活用ください。

→ https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea



5

事業再構築補助金事務局HP

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等(に相当した分)に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定において同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大250万円 個人事業者等 上限最大50万円 を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高÷対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月、2019年11月～2020年3月、2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要! 提出書類が少ない!
過去の申請情報を活用可能!

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

事前確認を簡略化! 提出書類が少ない!
▶ 詳細は裏面をご覧ください

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

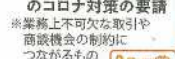
- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の機会減少につながるもの
- ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行



- ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少
- ⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと



- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの
- ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請



上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません



実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。



売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。



要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

IP電話 専用回線 **03-6834-7593**

受付時間 **8:30-19:00**
(土日・祝日も受付)

ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

⚠ 不正受給は犯罪です!

②-1 持続化補助金（通常枠）

小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

基本情報

対象：小規模事業者 等
補助上限：50万円、補助率：2/3
上記に加えて、次の枠を追加して申請可能。

※創業事業者の特例（上限100万円への引上げ）の要件緩和（当面の間、2020年1月以降の創業者については創業の事実が登記簿又は開業届の写しにより確認）

想定される活用例

- ・感染症収束後の販路拡大に備えて、「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。
- ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。
- ・再開後のインバウンド需要取り込みのため、旅館にて、外国語版WEBサイトでピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信し、外国人団体旅行予約の拡大を図る。

公募スケジュール

7次締切：令和4年2月4日（金）当日消印有効
※7次締切後も申請受付を継続し、複数回の締切りを設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います（制度内容、予定は変更する場合がございます）。

持続化補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【小規模事業者持続化補助金（通常枠）についてのお問合せ先】

全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
※お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記HPよりご参照下さい。

日本商工会議所 <https://r1.jizokukahojokin.info/>
電話番号：03-6747-4602
受付時間：9:30～12:00／13:00～17:30（土日祝日除く）



②-2 持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）

小規模事業者等が、経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた「感染拡大防止のための対人接触機会の減少」と「事業継続」を両立させる新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等について支援する事業。

基本情報

対象：小規模事業者 等
補助上限：100万円（*）、補助率：3/4

* 補助金総額の1/4以内（最大25万円）を感染防止対策（詳細は35ページ参照）に充当可能（※）。

※緊急事態宣言に伴う特別措置を講じます。

要件：2021年1月以降に発令された緊急事態措置に伴う影響を受け、その影響の原因となった緊急事態措置が実施された月のうち、いずれかの月の売上高が2019年又は2020年同月比30%以上減少している場合

→感染防止対策費を補助金総額の1/2以内（最大50万円）に引き上げ。
→審査時における加算措置を講ずることにより優先採択。

想定される活用例

- ・飲食業が、大部屋を個室にするための間仕切りの設置を行い、予約制とするためのシステムを導入。
- ※感染リスクの低下に結び付かない取組や単なる周知・広報のためのHP作成等は通常枠の持続化補助金のみで対象となる。

公募スケジュール ※jGrantsによる電子申請のみの受付

2021年3月31日より公募開始、下記は受付締切（いずれも17時）
第1回：2021年 5月12日（水）第4回：2021年11月10日（水）
第2回：2021年 7月 7日（水）第5回：2022年 1月12日（水）
第3回：2021年 9月 8日（水）第6回：2022年 3月 9日（水）

持続化補助金の応募方法等の詳細は、下記のサイトよりご確認ください。

【持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）についてのお問合せ先】

小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）
補助金事務局HP

<https://www.jizokuka-post-corona.jp/>



小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）コールセンター
電話番号：03-6731-9325 受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、事業主の申請に基づき、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成するものです。

【特例措置の対象となる対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※売上等事業活動の状況を示す直近の生産指標が、比較対象月と比べ**5%以上減少**していること等の要件があります

【特例措置の内容】

○助成内容・対象

※令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

- ① 休業手当等に対する助成率 中小企業4/5、大企業2/3
解雇等を行わない場合【注1】【注3】 中小企業9/10、大企業3/4
※助成額の上限 対象労働者1人1日当たり**13,500円**
※令和4年1・2月は11,000円、同年3月は9,000円
- ② 教育訓練を実施した場合、中小企業2,400円、大企業1,800円を加算します
- ③ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象としています
- ④ 1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能です
- ⑤ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象にしています

○以下に該当する場合、助成率・助成額を引き上げています

※令和3年1月8日以降の休業等に適用

- ⑥ 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の知事による基本的対処方針に沿った要請を受けて営業時間の短縮等に協力する飲食店等について、助成率を最大10/10【注2】に引き上げています
※助成額の上限 対象労働者1人1日当たり**15,000円**
- ⑦ 生産指標が前年又は前々年同期と比べ、最近3か月の月平均値で30%以上減少した全国の企業に関して、助成率を最大10/10【注2】に引き上げています
※助成額の上限 対象労働者1人1日当たり**15,000円**
【注1】 令和2年1月24日以降解雇等を行っていない場合（～令和3年12月）
【注2】 令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合
【注3】 令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合（令和4年1月～）

○最低賃金引き上げを踏まえた雇用維持への支援

※令和3年10月から令和4年3月まで

- ⑧ 業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、地域別最低賃金が引き上がる本年10月から令和4年3月まで、休業規模要件を問わずに支給する。

i

- 支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページをご確認ください。
- 事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワークにて申請を受け付けております（窓口、郵送またはオンライン）。
- コールセンターで雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））



① 経営相談

② 資金繰り

③ 給付金

④ 設備投資・販路開拓

⑤ 経営環境

⑥ 税等

(補助金等)新型コロナウイルス感染症で影響を受けている中小企業者向け支援

主な協力金・助成金・給付金(県)

県の要請に応じて営業時間の短縮を行ったとき

新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金

➤県が要請した全ての期間において、営業時間の短縮をした飲食店(ただし、食品衛生法の規定により、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗)に対して協力金を支給します。

➤まん延防止等重点措置の実施に係る営業時間の短縮要請により、県が要請した全ての期間において、営業時間の短縮をした飲食店(ただし、食品衛生法の規定により、飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた店舗)に対して協力金を支給します。

お問合せ先:鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策
時短要請協力金給付事業事務局
電話番号:099-295-0286
受付時間:9:00~17:00(平日)

感染症防止対策に係る施設・設備の整備を行いたいとき

発電用施設周辺地域立地企業BCP対策事業

企業(製造業)において策定したBCP等に基づき実施する、感染症対策などの防災対策の施設・設備整備に要する経費の一部を最高1千万円補助します。

対象地域:種子・屋久地域、徳之島、沖永良部、与論島、三島・十島地域を除く県内地域

お問合せ先:鹿児島県産業立地課

URL:<https://www.pref.kagoshima.jp/af03/sangyo-rodo/kigyo/seido/yuuguuseido.html>

電話番号:099-286-2985

建設(関連)業者が失業者等を新たに雇用したとき

かごしまの未来を創る現場人応援事業

新型コロナウイルスの影響により失業した方などを新たに雇用した県内建設(関連)業者が、その方に対し建設業における技術・技能を身につけるために行う講習や研修等の費用を助成します。(予算の範囲内で実施)

お問合せ先:鹿児島県土木部管理課

URL:<https://www.pref.kagoshima.jp/ah01/kanri/genba-zyosei.html>

電話番号:099-286-3498

(補助金等)新型コロナウイルス感染症で影響を受けている中小企業者向け支援

他の支援機関による支援

無料

専門家による経営アドバイス(相談窓口)

➤中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 (よろず支援拠点事業)

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、「よろず支援拠点」が設置されています。

【支援内容】

経営コンサルティング、ITやデザイン、知的財産等の様々な分野の専門家が中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題の相談に無料に対応しています。
経営課題が明確でない中小企業・小規模事業者等に対して、経営課題の分析、的確な支援機関の紹介、複合的な課題へのチーム支援等を行っています。

お問合せ先:鹿児島県よろず支援拠点
((公財)かごしま産業支援センター)
電話番号:099-219-3740

専門家による経営アドバイス(専門家派遣)

➤中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業 (専門家派遣)

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題が、内外の事業環境の変化により高度化、複雑化している中で、事業の各段階に応じた様々な経営課題・支援ニーズに対応するため、専門家派遣を実施します。

【支援内容】

中小企業・小規模事業者等からの経営相談を受けたよろず支援拠点又は地域プラットフォーム(※)の構成機関が、相談対応した際に当該機関では解決が困難な経営課題について、それぞれの課題に対応した専門家を派遣し、その解決を支援します。

※地域プラットフォーム

商工会・商工会議所や金融機関など、地域の支援機関による、中小企業支援を目的に連携した組織体。平成25年度から設置。

お問合せ先:鹿児島県よろず支援拠点
((公財)かごしま産業支援センター)
電話番号:099-219-3740
又はお近くの地域プラットフォームの構成機関

【参照情報】

中小企業119サイト <https://chusho119.go.jp>

『様々な経営課題を解決して欲しい』
中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業
(よろず支援拠点事業)

地域の支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者が抱える経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。

対象となる方

経営上の様々な悩みを抱えておられる中小企業・小規模事業者、NPO 法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方。

支援内容

経営コンサルティング、IT やデザイン、知的財産等の様々な分野の専門家が中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題の相談に無料で対応しています。経営課題が明確でない中小企業・小規模事業者等に対しても、経営課題の分析、的確な支援機関の紹介、複合的な課題へのチーム支援等を行っています。



ご利用方法

まずは、お近くのよろず支援拠点にご相談ください。

お問い合わせ先

各都道府県よろず支援拠点一覧 <https://yorozu.smrj.go.jp/base/>

中小企業庁

経営支援部 経営支援課 電話: 03-3501-1763

『高度・専門的な経営課題を解決して欲しい』
中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(専門家派遣)

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題が、内外の事業環境の変化により高度化、複雑化している中で、事業の各段階に応じた様々な経営課題・支援ニーズに対応するため、専門家派遣を実施します。

対象となる方

中小企業・小規模事業者及び起業を目指す者であって、国内に主たる事務所又は事業所を有する者(起業に係る場合にあっては、国内に主たる事務所または事業所を設置しようとする者)

支援内容

中小企業・小規模事業者等からの経営相談を受けたよろず支援拠点又は地域プラットフォーム※の構成機関が、相談対応した際に当該機関では解決が困難な経営課題について、それぞれの課題に対応した専門家を派遣し、その解決を支援します。

※ 地域プラットフォーム

商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関による、中小企業支援を目的に連携した組織体。平成 25 年度から設置。

ご利用方法

お近くのよろず支援拠点又は地域プラットフォームの構成機関にご相談ください。

必要に応じて、よろず支援拠点又は地域プラットフォームの構成機関が専門家派遣を申請します。

参照情報

中小企業 119 サイト <https://chusho119.go.jp>

お問い合わせ先

中小企業庁

経営支援部 経営支援課 電話: 03-3501-1763